

平成30年度
上期執行状況

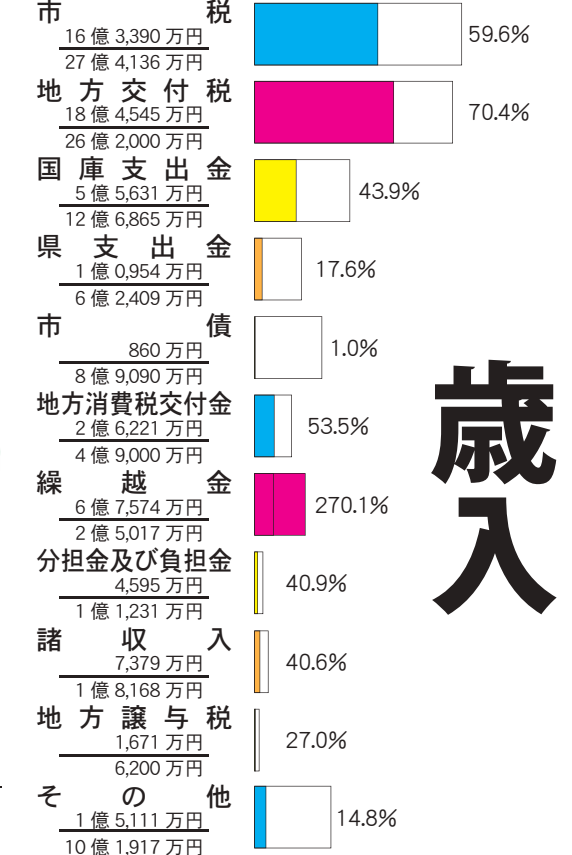
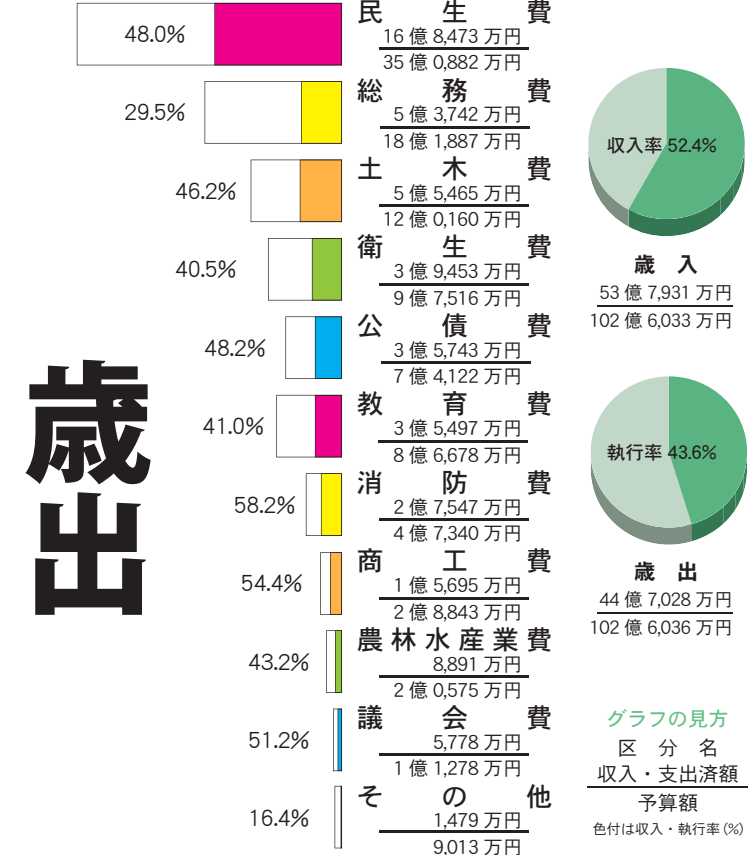
今年度執行状況

平成30年9月末現在の各会計の収入、執行状況は次のとおりです。負担金や使用料・手数料など、歳入の確保に努めるとともに、歳出では効率的な執行を図りながら、これまでと同様、財政の健全化に努めていきます。

市では、今後も市の財政状況がどのような状況であるのか市民の皆さまにお知らせし、市政への理解を深めていただくために、定期的に「財政状況の公表」を行ってまいります。



●平成30年度一般会計の執行状況(102億6,036万円)



●平成30年度特別会計及び事業会計の執行状況

特別会計名	予算額	収入済額	支出済額
稲稗財産区特別会計	180万円	235万円	7万円
下田駅前広場整備事業特別会計	790万円	558万円	199万円
公共用地取得特別会計	302万円	18万円	0円
国民健康保険事業特別会計	31億5,266万円	2億7,517万円	13億2,083万円
介護保険特別会計	26億3,970万円	12億8,480万円	10億0,594万円
後期高齢者医療特別会計	3億7,300万円	1億0,791万円	7,800万円
集落排水事業特別会計	6,190万円	1,437万円	2,172万円
下水道事業特別会計	11億1,559万円	5億2,387万円	4億5,981万円
水道事業会計	12億6,544万円	3億4,549万円	2億6,310万円
計	86億2,101万円	25億5,972万円	31億5,146万円

※参考 平成30年度当初予算(都市計画税)

都市計画税充当事業区分	事業費	都市計画税充当額	充当割合
都市計画事業	6,527万円	2,387万円	100.0%
都市計画事業	0万円	0万円	100.0%
都市計画事業	230万円	230万円	100.0%
都市計画事業	3,425万円	955万6千円	27.9%
その他	4億2,719万3千円	1億2,247万4千円	28.7%
都市計画税充当事業計	5億2,901万3千円	1億5,820万円	32.5%

※参考 平成30年度当初予算(地方消費税交付金)

地方消費税交付金(社会保障財源分)充当事業区分	事業費	地方消費税交付金(社会保障財源分)充当額	充当割合
社会福祉	16億7,631万4千円	7,762万4千円	15.4%
社会保険	8億6,432万5千円	1億928万9千円	15.4%
保健衛生	1億2,445万円	1,485万2千円	15.4%
地方消費税交付金充当事業計	26億6,508万9千円	2億176万5千円	15.4%

防災かわら版

消防団女性部のご紹介

下田市消防団女性部は、平成26年に9名で発足しました。女性部は、火災を消火する前線での活動ではなく、地域での応急手当の普及や防災に関する啓発活動が主な活動になります。

毎年、幼児向け防災教育用カードゲーム「ぼうさいダック」のカードを使って、市内の4・5歳児の幼児を対象に防災・防犯講座を実施しています。

「ぼうさいダック」は、ゲーム感覚で身体を動かしたり声を出したりして遊びながら、災害時に身を守ることが出来るよう学んでもらうためのものです。

今年も10月に下田保育所と下田幼稚園で実施し、来年1月10日にも認定こども園で実施する予定です。

これまで約500名の子どもたちに防災に関する啓発活動を行ってきました。



遊びながら学ぶ、ぼうさいダック

また、救命講習を受講し、AEDの使用方法や応急手当などを学んで、普及員の資格を取得した団員は、普通救命講習のサポートや防災訓練に参加しています。そのほか、毎年1月4日に行われる出初式にも参加しています。

現在、団員7名と少数で活動しているため、団員を募集し、今後の活動を広げていきたいと考えています。ご協力をよろしく願います。

女性消防団員を募集しています

応募資格
平成31年4月から活動可能な市内在住又は在勤の18歳以上の健康な女性

消防団員は、非常勤の特別職地方公務員

消防団は、市の消防機関です。その構成員である消防団員は、普段はほかの職業や学業を持っている非常勤の特別職の地方公務員となります。活動について
啓発活動、ぼうさいダック(幼児への減災活動)、定例会議、出初式、応急手当の受講とその普及活動(地域の防災訓練など)

入団後の処遇

- ・規定の金額が報酬として支給されます(年間を通じて出席率を超えない場合は支給されません)。
- ・ふじのくに消防団応援連盟事業がご利用できます。
- ・消防団活動中に負傷した場合は、治療の費用などが補償されます。

問合せ先
防災安全課消防安全係
(窓口) ☎364145

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

お得に便利に納める年金
～口座振替と割引制度～

国民年金保険料の納付には、保険料を前払いすると割引がある「前納制度」があります。1年前納は口座振替又は納付書で、2年前納は口座振替で納めます。

口座振替をご希望の方は、口座をお持ちの金融機関又は年金事務所や市役所で手続きをしてください。

口座振替の方法は、2年前納、1年前納、6か月前納、当月末振替(早割)、翌月末振替の5種類があります。

なお、2年前納、1年前納、6か月前納(4～9月)を希望される方は2月末日まで、6か月前納(10～翌年3月)を希望される方は8月末日までに手続きをお願いします。

平成30年度 振替方法別割引額 (口座振替の場合)

支払い方法	年間保険料額	年間割引額	振替日
翌月末納付	16,340円×12か月 =196,080円	—	翌月末
当月末納付(早割)	16,290円×12か月 =195,480円	600円	当月末
6か月前納	96,930円×2回 =193,860円	2,220円	5月1日 10月1日
1年前納	191,970円	4,110円	5月1日
2年前納	377,350円 (1年あたり188,675円)	7,825円 (2年間で15,650円)	5月1日

納付書での前納(日本年金機構から送られたもの)を希望する場合は、納付書に印字されている納期限までに納めてください。

前納用の納付書をお持ちでない方は、年金事務所へお問い合わせください。

問合せ先
市民保健課国保年金係
(窓口) ☎223922
三島年金事務所
☎055197311728